

別記様式2

白河市長

誓約書

白河市街なか住宅購入補助金の交付を申請するにあたり、下記事項について誓約します。

記

- 住宅を取得した月から起算して10年以上、世帯の構成員は当該住宅の所在地に住民登録をします。
- 上記の期間、市が、住民登録の状況を確認することに同意します。
- 住宅を取得した月から起算して10年間、取得した住宅を第三者に交換し、貸付し、又は譲渡しないことに同意します。
- 生活保護法の規定による保護を受けていません。
- 解体した旧建物は、白河市歴史的風致維持向上計画に掲げる歴史的風致形成建造物ではありません（旧建物を解体し、新規に住宅を建築した場合）。
- 来て「しらかわ」住宅取得支援事業補助金、白河暮らし空き家改修等支援事業補助金（住宅の除却に要する補助を受けた場合を除く。）、空家バンク改修等支援事業補助金又は新婚生活スタート応援事業補助金（住宅取得、改修に要する補助を受けた場合に限る。）に係る住宅取得又は改修に要する補助金の交付を受けておらず、今後も受けることはありません。
- 国、県又は他の団体から同種の補助金を受けておらず、今後も受けることはありません。
- 世帯の構成員は、白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第10条に規定する社会的非難関係者ではありません。

年 月 日

住 所
申請者名